

通所リハビリテーション

本人との関係	苦情相談の内容	対応結果
不明	父親は介護老人保健施設で通所リハビリテーションのサービスを受ける際、重要事項説明書の説明を受けた。今までの重要事項説明書では介護職員数が何名と明記されていたのに、今回は確かな人数が書かれていない。問題ではないのか。	人員基準については、市に確認するよう伝えた。
家族	前回、要介護認定の申請にあたり、主治医意見書を書いてもらった医師から次回の更新時に主治医意見書は書けないと言われた。現在、通っている通所リハビリテーションでリハビリテーションの指示を出している医師に主治医意見書を書いてもらうことはできるのか。	相談者に、通所リハのリハビリの指示を出している医師に定期的に受診しているのか確認すると、通所リハに入るときに一度だけ診察してもらっただけであると言われる。要介護認定の申請では、自分が主治医と考えている医師を申し出ることとなっているが、主治医意見書を誰に書いてもらうかについては、介護支援専門員に相談するか、直接、医師に問い合わせるよう伝えた。